令和５年「年末の交通事故防止運動」推進要綱

目的

この運動は、年末にかけて交通事故が多発する傾向にあることから、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

令和５年12月１日（金曜日）から12月31日（日曜日）までの１か月間

運動の重点

交差点における交通事故防止

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

飲酒運転の根絶

スローガン

あぶないよ　いそぐきもちに　しんこきゅう

夕暮れの　ライトは迷わず　早めから

「なにで来た？」　乾杯前の　合言葉

運動の進め方

年末にかけて、交差点及び交差点付近の交通事故や夕暮れ時及び夜間の交通事故が多発する傾向にあり、また、飲酒の機会が増えることから、府民一人ひとりが交通ルールを守り、安全な交通行動を実践し、交通事故の防止に寄与するよう効果的に運動を展開する。

○ポスター、スポット放送、ホームページ、ＳＮＳ等を活用した効果的な広報啓発活動を行う

○市（区）町村を中心として、地域住民と一体的な交通安全運動を展開する

１２月の府内一斉交通安全指導日等

１２月８日（金曜日）ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日

１２月１５日（金曜日）近畿交通安全デー、交通安全家庭の日、高齢者交通事故ゼロの日、シートベルト着用徹底の日

１２月２０日（水曜日）めいわく駐車・放置自転車追放デー、ノーマイカーデー

交差点における交通事故防止

本年９月末時点において、交通事故死者・重傷者数のうち、交差点及び交差点付近の交通事故による死者・重傷者数は1,616人（前年比＋98人）と全体の７割以上を占めており、交差点及び交差点付近の交通事故による死者・重傷者数を状態別で見ると、自転車乗用中が約39パーセント、二輪車乗車中が約36パーセントを占め、合計で７割を超えている状況にある。

　また、過去５年累計で見ると、年末にかけて交差点及び交差点付近の交通事故により死者・重傷者数が増加する傾向にあることから、自転車と二輪車を重点に置き、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼び掛ける広報啓発活動等を積極的に展開することで、交差点及び交差点付近における交通事故防止を図る。

推進機関・団体での推進項目

○交差点での街頭指導及び交差点の交通事故抑止に向けたキャンペーン等の推進

○信号を守る、一時停止の標識がある交差点では必ず止まる等の交通ルール遵守の重要性を周知するための交通安全教育及び広報啓発活動の推進

○朝夕における交差点活動等の強化推進

○街頭活動を通じた、信号無視、無理な横断等に対する指導警告の実施

広報・実践促進事項

歩行者は

○信号を必ず守り、青信号でも必ず左右の安全確認をしましょう

○道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。

○横断歩道を横断するときは、ドライバーに目と手で合図（ハンドサイン）を送り、お互いの意思疎通を図りましょう。

○飛び出しや無理な横断はやめましょう。

自転車利用者は

○信号を必ず守り、青信号でも必ず左右・後方の安全を確認しましょう。

○一時停止の標識のある交差点では必ず止まり、左右をよく確認しましょう。

○安全な速度で走行し、見通しの悪い交差点等では一時停止するなどして、必ず左右の安全確認をしましょう。

○ヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

ライダーは

○交差点に進入するときは、しっかり安全確認をしましょう。

○安全な速度で走行し、見通しの悪い交差点等では一時停止するなどして、必ず左右の安全確認をしましょう。

○交差点を直進する際は、特に対向の右折車両の動きに十分注意しましょう。

○車との並進を避け、左折時の巻き込みに注意しましょう。

○車間距離を十分に取り、車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。

○交通事故に備えて、ヘルメット及び胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

ドライバーは

○交差点に近づいたら速度を落とし、しっかりと安全確認をしましょう。

○一時停止の標識のある交差点では必ず止まり、左右をよく確認しましょう。

○安全な速度で走行し、見通しの悪い交差点等では一時停止するなどして、必ず左右の安全確認をしましょう。

○交差点を右折する際は、対向車両等の動きに十分注意しましょう。

○左折時には、歩行者、自転車、二輪車の動きをよく確認し、巻き込みに注意しましょう。

地域・職場では

○地域交通安全活動推進委員、教育関係者、高年（齢）者交通安全リーダー等は交差点に重点を置いた街頭活動や広報啓発活動をしましょう。

○事業者や安全運転管理者等は、従業員に対し、交差点の交通事故防止に関する指導を行いましょう。

家庭では

○こどもには、信号を守ることや横断歩道の渡り方など、大人が手本を示すなどしながら具体的に指導しましょう。

○身近に起こった「ヒヤリ・ハット」の体験等をもとに、交通ルールの遵守と安全確認の重要性について家族で話し合いましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

過去５年累計で見ると、第４四半期は他の四半期に比べ、視認性が低下する薄暮

時間帯（日没前後１時間）の交通事故死者・重傷者数が最も多く、次いで、夜間

帯に入った午後６時から午後８時にかけて死者・重傷者数が多いという特徴が

ある。

さらに、第４四半期のうち、12月は薄暮時間帯の交通事故による高齢者の死者・

重傷者が最も多く、状態別では、歩行中の死者・重傷者数のうち高齢者は約79

パーセント、自転車乗用中の死者・重傷者数のうち高齢者は約47パーセントを

占めている。

これらを踏まえ、高齢者に重点を置き、加齢に伴って生じる身体機能の変化（例

えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の

衰え等）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育や薄暮時間帯

における反射材用品等の視認効果や使用方法について周知し、自発的な活用を

呼びかける広報啓発活動を実施するほか、ドライバーに対しては薄暮時間帯に

おける早めの前照灯点灯及び夜間帯におけるハイビームの適切な活用を呼びか

ける広報啓発活動等を積極的に展開することにより、夕暮れ時と夜間の交通事

故防止を図る。

推進機関・団体での推進項目

○信号の遵守、道路横断時の安全確認の重要性に関する交通安全教育の推進

○夕暮れ時と夜間における交通事故の特徴（日没前後１時間の死者・重傷者数が

多い等）を踏まえた交通安全教育等の推進

○夕暮れ時における前照灯の早期点灯を促進するための広報啓発活動の推進

○歩行者等に対する反射材の活用や明るい目立つ色の衣服等の着用効果を理解

させる交通安全教育等の推進

○夜間の対向車や先行車がいない状況においてハイビームを活用促進するため

の広報啓発活動の実施

○高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化（認知機能の低下、疾患によ

る視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通

行動を実践するための交通安全教育等の推進

広報・実践促進事項

歩行者は、

○信号等の交通ルールをしっかり守り、交通事故防止に努めましょう。

○道路を横断するときは、確実に安全確認を行い、横断歩道を渡りましょう。

○夕暮れ時や夜間に外出する際は、反射材の活用や明るい目立つ色の衣服を着

用しましょう。

自転車利用者は

○信号を守る、一時停止の標識がある交差点では必ず止まるなど、交通ルールを

しっかり守りましょう。

○自転車利用者は相手から早く発見してもらえるためにも早めのライトオンを

心掛けましょう。

○日頃から点検整備を行い、反射材を取り付けた自転車を利用しましょう。

ドライバーは

○夕暮れ時は早めにライトを点灯し、夜間はハイビームを適切に活用しましょ

う。

○交差点や横断歩道に近づいたら速度を落とし、歩行者や自転車の動きをしっ

かり確認しましょう。

○横断歩道等では歩行者がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能

な速度で進行しましょう。

地域・職場では

○事業者や安全運転管理者等は、従業員に対し、夕暮れ時の早めのライト点灯・

夜間のハイビームの適切な活用、歩行者等に対する思いやりのある運転につい

て指導を徹底しましょう。

○自治会、子供会、老人クラブ等において、夕暮れ時や夜間に交通事故に遭わないための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。

家庭では

○交通ルール遵守の重要性のほか、夕暮れ時の早めのライト点灯、夜間のハイビームの適切な活用、明るい色の衣服の着用や反射材等の有効活用について家族で話し合い、交通安全意識を高めましょう。

飲酒運転の根絶

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たない中、12月は特に飲酒機会が増える時期であることから、様々な機会を通じて飲酒運転の悪質性、危険性等について周知啓発し、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進することで、飲酒運転は「犯罪」であるという意識を府民に浸透させ、飲酒運転の根絶を図る。

推進機関・団体での推進項目

○地域、職場等における飲酒運転根絶への取組の推進及び交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

○飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

○飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進

○自動車運送事業者等による運転前後のアルコール検知器の使用や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

広報・実践促進事項

飲酒運転をするおそれのある人にお酒を勧めたり、車を貸すことや、飲酒運転の車に乗せてもらうことは犯罪です。

ドライバーは

○「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。

地域・職場では

○地域や職場で開催する会合・各種行事において、アルコールが運転に及ぼす 影響や、飲酒運転に関する罰則について周知するなど、地域や職場ぐるみでの 取組を実施しましょう。

○事業者や安全運転管理者等は、運転者に対し、飲酒運転の危険性等について教育し、安全運転を遵守させましょう。

○同僚、友人や隣人同士などがお互いに飲酒運転防止を呼びかけましょう

家庭では

○飲酒運転がもたらす、自分や家族の将来に甚大な影響を及ぼす結果について話し合いましょう。

○飲酒した家族が車両を運転することのないようお互いに注意しましょう。

○「飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない」を合言葉のもと、家族だけでなく、友人同士などでお互いに注意し合いましょう。